

大田市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年12月1日

大田市長 楫野弘和

- 1 指定納付受託者の名称及び住所
株式会社カルティブ
神奈川県横浜市西区高島2丁目19番12号スカイビル
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付する「企業版ふるさと納税寄附金」
- 3 指定日
令和7年12月1日